

大阪府立国際会議場自動販売機設置・運営事業者募集要項

株式会社大阪国際会議場は、以下のとおり自動販売機を設置・運営する事業者を公募します。

〔1〕施設管理の基本方針

当社は、大阪府立国際会議場の指定管理者として「大阪府立国際会議場を世界の人・モノ・情報が行き交う総合交流施設として運営し、大阪の発展と国際化に貢献する」という経営理念の基づき、「アジア有数の都市型 MICE 施設」の実現を目指しています。

〔2〕募集目的

大阪府立国際会議場は、古くから大阪の経済・文化・行政の中心である中之島に立地し、その良さを生かしながら、これからも大阪の発展に非常に重要な役割を担うことを求められています。

これまでも、府民に開かれた国際交流の拠点として、学術、芸術及び産業の振興に資する集会及び催物の場を提供しており、その開催総数は毎年 1,500 件を数え、年間 100 万人超の方々にご利用いただいています。このような環境の下、当施設をご利用いただく方々に安らぎと利便性を提供するため、自動販売機設置事業者を公募します。

〔3〕施設の概要

1. 施設名称	大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）
2. 施設所在地	大阪市北区中之島5丁目3番51号
3. 施設の規模	敷地面積 約9,900㎡ 建築面積 約6,700㎡ 延床面積 約67,000㎡
4. 施設の構造	地下鉄骨鉄筋コンクリート造 (地下3階地上13階：高さ約104m)

5. 主な施設内容

名称	場所・面積等	概要
特別会議場	12階 393㎡	8ヵ国語同時通訳装置、大型映像装置を備えた最大天井高16.8mのドーム型天井の会場。小会議室、控室各1室と約400㎡のホワイエあり（シアター形式で約400人収容）
各会議室	10階他 (25室) 約2,947㎡	10～1000人規模の会議、レセプション、展示会等開催規模や目的、利用人数に応じたように対応可能。6ヵ国語同時通訳装置及び大型映像装置を備えた541㎡の会議室は隣接する2室と連結し面積1,010㎡、天井高7.7mの会場となる
メインホール	5～9階 約3,257㎡	8ヵ国語同時通訳装置、大型映像装置。舞台は、自在に利用パターンを変えることのできる可変ステージ。最大2,754人収容可能
イベントホール	3・4階 約2,600㎡	柱が1本もなく、設営に制約を受けない開放的なスペース。 催事規模に合わせて利用面積が選択可能。電気、水道、ガス、電話、排水設備有り。天井高9.4m
プラザ	1階 約3,874㎡	エントランスホール含む。 天井高約15.5m
駐車場	地下1～3階	304台（自走式132台、機械式172台） 車高制限2.1m、車長制限5.0m
飲食施設	12・5・5階	レストラン・食堂、カフェ

6. 過去3年間の実績

年度	2015年度	2016年度	2017年度	
来館者数	1,049千人	1,187千人	1,062千人	
催事年数	1,618件	1,592件	1,572件	
内訳	会議	1,481件	1,463件	1,454件
	展示会	69件	66件	53件
	興行	68件	63件	65件

7. 過去3年間の自動販売機売上高

年度	2015年度	2016年度	2017年度
売上額	24,824千円	27,860千円	24,049千円

〔4〕募集物件

- 1.設置場所 大阪府立国際会議場内（別紙：参考資料のとおり）
- 2.設置間期間 2019年4月1日から2024年3月31日までの間
- 3.設置機種 自動販売機は、次の機能を有するものとします。
 - ①ノンフロン対応機であること。
 - ②タイマーによる電気調整が可能なものであること・
（休館日や開館日の開館時間（8:00 から 22:00 まで）外等は、自動販売機の照明を消灯する。）
 - ③ヒートポンプ式機能を搭載していること。
 - ④商品名等を複数言語で表示すること。
 - ⑤ユニバーサルデザイン（障がい者や高齢者に配慮したデザイン）であること。
 - ⑥電子マネーによる購入が可能であること。但し、上記⑤又は⑥の機能を有する自動販売機はそれぞれ1台以上設置すること。

4.安全対策

以下の安全対策を実施することとします。

- ①「自動販売機の据置基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準（清涼飲料自販機協議会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。
なお、自動販売機の設置に伴う事故については、当施設の責めに期する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負う。
- ②「自動販売機堅牢化基準(日本自動販売機工業会制作)」を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は既存、東南東の事故が発生した場合、当施設の責めに帰することが明らかな場合を除き、当施設はその責めを負わない。
- ③「食品、添加物の規格基準(食品衛生法)」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領(業界自主基準)」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

4.その他

設置にあたり、当社が施設管理上必要な指導を行ったときはそれに従うこと。

〔5〕公募に際しての基本条件

1.応募者資格

応募できる事業者は自動販売機を取り扱う法人で、次の全ての要件を満たす者とします。

- ①2019年1月1日現在、大阪市内において、自動販売機の設置、管理、運営実績を有していること。
- ②本社又は支店を大阪市内に有する者であって、緊急時に1時間以内に対応できる者。
- ③施設管理者が指定する日から業務を開始できること。
- ④法人税、府税ならびに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者であること。
- ⑥会社法の施行に伴う関係法律の整備に係る法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者。但し、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することで、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪府公安委員会規則第3号）第3条の規定で暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者。

2. 設置者の責務

- ①商品補充、金銭管理等、自動販売機の維持管理については設置者が責任をもって行って下さい。なお、盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧してください。なお、設置者の損害について当社の故意又は重大な過失に基づくものであることが、明らかな場合を除き、当社はその責めを負いません。また、商品の賞味期限等に注意すると共に、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- ②使用済容器の回収ボックスは、回収頻度及び回収量ならびに販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・瓶等）の種類に応じたものを当社が指定する場所に設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルしてください。

- ③衛生管理又は感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行って下さい。
- ④自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。
- ⑤設置者は、設置契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、当社に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に供した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできません。

3. 設置上の制限

- ①自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。また、一部の付随業務についても委託する必要がある場合は当社の承認を得てください。
- ②自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。
- ③商品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従ってください。
- ④販売品目は、密閉式の容器又は紙コップの清涼飲料水及び食品とし、酒類の販売は禁止します。
- ⑤販売価格は標準小売価格を上回らない価格とし、設置者において決定するものとします。但し、販売価格の条件があるものについては、その条件を満たす価格とします。

4. 売上手数料

設置者は、毎月、売上高（自動販売機で商品を販売して得た代金の総額に消費税及び地方消費税を加えた額）に売上手数料を乗じた金額、（円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）を当社に手数料として支払っていただきます。

毎月の売上高は、翌月の5日までに別に定める様式により、当社に報告していただきます。

売上手数料は毎月精算し、支払うものとし、その時期等の詳細は、当社と契約締結前に協議・決定します。

5. 売上手数料率

応募者は、4の売上手数料率を30%以上で提案してください。

設置者に指定された場合、提案された売上手数料率の変更は認められ

ません。

6. 経費負担

設置者には、4に定める記売上手数料とは別に以下の経費を負担していただきます。

- ①電力料（自動販売機一台につき、別に定める1ヶ月あたりの使用料と消費税及び地方消費税を加算した額）
- ②自動販売機の設置に係る費用及び撤去時の原状回復費用
- ③空き缶等のゴミ処理費用

〔6〕応募の手続き

1. スケジュール

募集要項等の配布	2019年3月8日（金）から3月14日（木）の間。 ※大阪国際会議場ホームページよりダウンロードして下さい。
現地説明会	2019年3月13日（水）午前10時から ※事前申込が必要です。
質問票受付期間	2019年3月8日（金）午前10時から 2019年3月14日（木）午後5時まで ※大阪国際会議場宛、電子メールで送付して下さい。
質問に対する回答	2019年3月15日（金） ※大阪国際会議場ホームページに掲載します
応募種類等の受付	2019年3月19日（火）及び20日（水） 午前10時から正午、午後1時から午後5時 ※大阪府立国際会議場9階事務所までご持参して下さい。 電子メール、郵送・宅配等での提出は出来ません。
プレゼンテーション	2019年3月中旬（予定）応募者に別途通知します。
設置者の選定	2019年3月下旬（予定）

2. 募集要項及び応募書類等の配布、現地説明会等

①募集要項等の配布

募集要項等は、2019年3月8日（金）から3月14日（木）までの間に大阪国際会議場ホームページからダウンロードして下さい。

なお、窓口等での配布は行いません。

※ホームページ <http://www.gco.co.jp/>

〔応募書類〕

- ・自動販売機設置事業応募申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支計画書（様式第3号）

- ・収支契約書（様式第 4 号）
 - ・自動販売機設置事業申請に関する宣誓書(様式第 4 号)
 - ・関連法令を遵守する旨の確認書（様式第 5 号）
- 〔配布資料〕
- ・自動販売機設置運営事業者現地説明会参加申込書(様式第 6 号)

②現地説明会

2019年3月13日(水)午前10時より大阪国際会議場9階会議室にて開催いたします。

参加には2019年3月12日(火)までに当社ホームページ専用フォームからのお申込が必要です。お申込が無い場合は参加できません。

※持参・郵送・宅配便・FAX等によるお申込みは受け付けません。

3. 質問受付及び回答方法

①質疑及びその方法

質問がある場合は、「2019年3月8日(金)午前10時から3月13日(水)までに当社ホームページのお問い合わせ専用フォームからお問い合わせを願います。

※持参・郵送・宅配便・FAX等による質問は受け付けません。

②回答方法

質疑に対する回答は、2019年3月15日(金)に大阪国際会議場ホームページに掲載する予定です。

なお、質問及び回答の内容は応募者を含む第三者が閲覧可能となりますので、ご留意ください。また、データの関係などご質問の内容によっては十分な回答ができない場合もございますことをご了承下さい。

4. 応募書類の受付

応募にあたっての書類等は、あらかじめ日時等をご連絡の上、持参してください。郵送・宅配・FAX・電子メールによる提出は出来ません。提出期間以外の受付は出来ません。また、提出後の応募書類の変更及び追加は認めません。

①提出期間：2019年3月19日(火) 及び 20日(水)。

各日とも午前10時から正午又は午後1時から午後5時迄の間

②提出場所：大阪国際会議場9階事務所

大阪市北区中之島5丁目3番51号

5. 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

①提出書類

- ・自動販売機設置応募申請書（様式第 1 号）
（添付書類）
 - A) 定款及び登記簿謄本（発行日から 1 ヶ月以内のもの）
 - B) 事業概要書（企業理念、事業経歴、事業内容、事務所所在地、主要取引先等：会社案内等のパンフレット等での代用可）
 - C) 印鑑証明書
 - D) 法人税及び府税ならびに消費税及び地方消費税の納税証明書（各直 3 事業年度分）

- ・事業計画書（様式第 2 号）
 - A) 法人の概要、主要株主及び事業経歴
 - B) 設置予定場所及び売上手数料率
 - C) 運営体制等について（商品構成及び商品名。販売予定価格等）
 - D) 設置スケジュール

- ・管理体制計画書（様式第 3 号）

- ・自動販売機設置事業申請に関する宣誓書（様式第 4 号）

- ・関連法令を遵守する旨の確認書（様式第 5 号）

②提出部数

- ・正本 1 部と控本（審査用）4 部を同時に提出してください。
- ・正本には社印・代表社印を押印してください。なお、控本 4 部はコピーで差し支えありません。

③提出書類の返還

- ・理由の如何を問わず返却いたしません。

④提出書類の不備

- ・不備があった場合には、審査の対象とならない場合があります。

⑤提出内容の公表

- ・必要に応じて、提案内容の概要を公表する場合があります。

⑥その他

- ・提案内容の実施にあたっては、施設管理者と事前に協議を行っていただきます。提案されたものでも、内容等によっては実施できない又は一部変更を求める場合があります。

6. その他

応募資格を有しないと認められる方からの質疑、現地説明会の参加は、お断りいたします。

〔7〕設置者の決定

1. 選定方法

「大阪国際会議場自動販売機設置事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が、自動販売機の設置場所、設置数、機能及び売上手数料率等を総合的に検討し、当社の施設運営方針を最も適正かつ確実に実行できると認められる事業者を選定します。

但し、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ①提出書類に著しい不備があった場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③関係法令に違反もしくは募集要項から著しく逸脱した提案である場合。
- ④書類提出後に事業計画の内容に大幅は変更が生じたことが明らかになった場合。

2. プレゼンテーション

選定委員会は、提案のあった事業計画等についての説明等を求めるため、ヒアリングの機会を設ける場合があります。この場合、選定委員会より、事前に応募者に日時等を通知します。

3. 選定結果

選定委員会は、2019年3月下旬に選定結果を応募者に書面で通知します。また、大阪国際会議場ホームページにその旨を掲出します。